

SAITAMAKEN

## PTA安全互助会

第46号・平成21年3月2日

発行/埼玉県PTA安全互助会

(さいたま市浦和区高砂3-14-1 TEL・FAX 048-825-4032)

責任者/会長 森田 昭也 ホームページアドレス <http://www.sai-pta.jp>

だより

## 互助の精神と30年の実績を活かし…

平素より安全互助会の運営等に関しまして、格別のご高配ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年11月18、25日にさいたまスーパーアリーナにおいて「平成21年度 保険説明会」を開催致しました。多くの方々(313名)のご参加をいただき、無事に終了することができました。

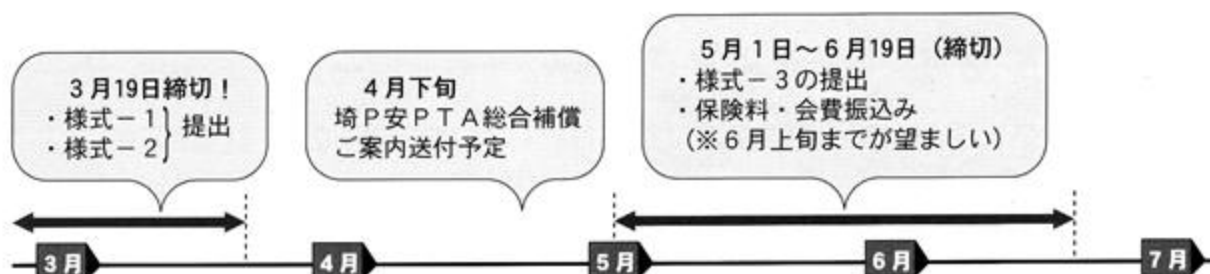
当会は、単位PTA会員の方々が安心して安全なPTA活動ができるよう、平成20年度から「PTA総合補償プラン」をご提案申し上げております。また、PTA活動を支援するための事業として、単位PTA・市町村PTA連合会への安全教育啓発事業助成も行なっております。さらに、平成20年度からは埼玉県教育局県立学校部保健体育課の依頼により、埼玉県高等学校安全互助会とともに埼玉県学校健康教育推進大会の共催団体となりました。

今後は、保険会社では対応できないPTA活動中の補償ができるよう(従来の埼玉県PTA安全互助会が補償してきた部分)検討している次第です。当会は30年間の実績を活かし、互助の精神を引き継ぎながら活動を推進してまいります。

## 加入手続きは もうお済ですか？

— 加入等に関する今後の日程 —

平成21年度埼玉県PTA総合補償プランの申込みの締切日が、3月19日(木曜日)となっております。ご加入予定のPTA様は、ご確認の上『埼玉県PTA総合補償プランの手引き』の様式-1・様式-2を期日までに、安全互助会事務局までファックスにてお申込みくださいますようお願い致します。



※5/1現在の在籍児童・生徒数、家庭数・教職員数でお願いします。

※保険料・会費の振込みの際、ATMからでも振込用紙からでも振込みは可能です。

単P毎のお振込みとなりますので、手数料もご負担下さい。

※ホームページが更新され、必要書類がきれいにダウンロードできるようになりました。

## 平成20年度事業報告

## 安全啓発事業

埼玉県PTA安全互助会では、安全啓発教育の普及充実を図るために、単位PTAと市町村PTA連合会に安全教育実施助成を行なっています。

平成20年度に安全教育啓発事業助成を受けた事例を紹介します。

## 申請PTA・地区一覧 (申込順)

申請地区等	実施日
東松山市立大岡小PTA	6月28日
川島町立中山小PTA	7月17日
三郷市立彦郷小PTA	6月27日
吉見町立東第二小PTA	12月3日
飯能市立美杉台小PTA	12月10日
吉見町PTA連絡協議会	11月22日
吉見町立北小PTA	10月19日
鴻巣市立鴻巣北中PTA	2月12日
ときがわ町立玉川小PTA	7月12日
富士見市PTA連合会	11月30日
鴻巣市PTA連合会	12月14日

飯能市立  
美杉台小学校PTA

「あなたが変われば、  
まわりが変わる」  
講師 佐藤茂則氏

心理テストを実施しながら、自分自身を見つめ直すことで、自分も、まわりも変わってくる！



「紙すき体験」  
作った和紙は大切に持ち帰りました。

「郷土の食材で  
親子うどん打ち体験」

## ときがわ町立玉川小学校PTA

「いじめ」をテーマにした人権教育ビデオを鑑賞し、感想を述べた後に、地元の食文化等を学びました。



※ 個人情報保護のため、写真をイラストにいたしました

## 保険説明会

平成21年度の保険内容の説明会を開催致しました。森田会長の挨拶の後、「埼玉県PTA総合補償プランの手引き」に沿って保険会社より説明がありました。活発な質疑応答がなされ、補償内容等の理解が深まり、有意義な説明会となりました。

また、皆様からのご要望を受け、20年度よりも補償内容もさらに充実致しました。

今後も、引き続き補償内容の充実を目指してまいります。加入方法や補償内容についてご不明な点がございましたら、事務局までご連絡下さい。



挨拶する森田会長

熱心に聞き入る参加者 ▶



実施日

平成20年11月18日、25日

場所

さいたまスーパーアリーナ会議室等

参加者数

18日 218名

25日 95名

合計313名

2008.11.25 12:33

## 埼玉県学校健康教育推進大会「一学校・家庭・地域で育てよう埼玉の健康な子どもたち」

**趣 旨** 「埼玉県学校健康教育指針」に基づく健康教育を推進するため、実践発表等を行なうとともに、学校保健・学校安全・学校給食関係の表彰式を行う。

**日 時** 平成21年1月20日(火) 午後1時から4時10分  
**会 場** 埼玉会館大ホール  
**主 催** 埼玉県教育委員会 さいたま市教育委員会  
 埼玉県学校保健会 財団法人埼玉県学校給食会  
 埼玉県PTA安全互助会  
 埼玉県高等学校安全互助会

**後 援** 埼玉県保健主事会 埼玉県養護教員会  
 埼玉県安全教育研究協議会 埼玉県高等学校安全教育研究会  
 埼玉県学校給食研究会 埼玉県高等学校給食研究会  
 埼玉県学校給食センター研究協議会  
 埼玉県学校栄養士研究会 埼玉県高等学校PTA連合会



**表彰式の様子**

当日の開会式・表彰式には、当会会長の代理として金子拓己副会長が、主催者の一人として出席致しました。また、吉野喜八副会長と千葉達也副会長も参加し、主催者側として大会の様子を見守っていました。

## 見舞給付事業

※平成18、19年度は関東財務局管轄下の中で、見舞給付等を行っておりました。19年度の事故の申請書類は事故日より1ヶ年の有効期間があり(埼玉県PTA安全互助会給付規程第2条2頁)、20年度に入ってから給付金が下記の表となっております。

### 平成20年度 見舞給付金 (平成19年度中の事故への給付)

	市町名(PTA)	件数	給付金額(円)
1	さいたま市	13	668,900
2	川口市	2	171,680
3	戸田市	6	424,850
4	朝霞市	2	342,350
5	志木市	2	77,500
6	上尾市	3	389,700
7	桶川市	1	166,000
8	狭山市	2	146,700
9	入間市	2	117,750
10	坂戸市	5	525,500

	市町名(PTA)	件数	給付金額(円)
11	鶴ヶ島市	1	42,500
12	越生町	1	113,150
13	小川町	1	32,500
14	ときがわ町	2	99,030
15	川島町	1	32,100
16	秩父市	3	426,800
17	本庄市	3	17,500
18	上里町	3	67,500
19	美里町	1	113,150
20	熊谷市	3	195,100

	市町名(PTA)	件数	給付金額(円)
21	行田市	4	353,800
22	加須市	1	7,500
23	北川辺町	1	113,150
24	春日部市	2	156,550
25	越谷市	5	338,900
26	三郷市	6	622,500
27	幸手市	1	5,000
28	栗橋町	1	223,550
	合 計	78	5,991,210

## 保険事業等

本年度からスタートした保険事業(PTA総合補償制度)には、約16万人のご加入をいただき、事故受付件数は138件(H21.1月現在)となっております。新しい事業であったため、様々なお問い合わせがありましたが、スムーズに移行することができました。

今後は、会員の皆様のご要望を活かせるようさらに充実した補償ができるよう保険会社へ申し入れてまいります。

また、保険会社では対応できないPTA活動中の補償についても検討してまいります。皆様からのご意見・ご要望がございましたら事務局までご連絡ください。

### 平成21年度 定期総会のお知らせ

**日 時**  
平成21年7月3日(金)  
13時受付、13時30分開会

**場 所**  
埼玉県県民健康センター  
(浦和駅西口)

※詳細は後日、文書にてお知らせします。

### 積立金返還について（保険業法一部改正により）

※積立金返還に至った経緯（金融庁の説明会資料より抜粋）

「特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行うもの（注）が急増しており、その中に不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等との指摘がされていることを背景としたもの。」

（注）…共済事業については自発的な相互扶助を基盤として、共同して社会生活を営む者が将来の危険に対して共同して生活の安定を図るものであり、基本的には保険業法による規制は不要とされていました。

- H17. 5. 2 改正保険業法公布
- H17. 8. 12 政令案・施行規則の改正案骨子開示  
PTA安全互助事業は保険業法の適用除外となる
- H17. 9. 22 在日米商工会議所保険小委員会よりパブリックコメント  
都道府県単位の「PTA連合会」による共済等に対して保険業法を適用すべきである・・・と、名指してコメントし、PTA共済の保険業法による規制を要望
- H17. 12. 28 政令案の開示  
都道府県単位のPTAの安全互助事業については、一転して保険業法の適用対象となる
- H18. 1. 26 埼玉P安理事会にて（埼玉P安の基本的な考え方）決定  
単位PTA活動を支えるため今後も継続していく
- H18. 2. 10 三団体研修会（埼玉P安、埼玉県PTA連合会、さいたま市PTA協議会）  
保険業法改正についての経緯と、埼玉P安としての方針を伝え理解を得る
- H18. 2. 18 関東ブロック安全互助シンポジウム参加  
保険業法に対する怒りと法の成立過程への不信感が噴出。反対行動を起こす事が話されるが、それぞれの県単位での行動となる
- H18. 2. 27 県教育局、埼玉県高等学校安全互助会、埼玉P安との情報交換会
- H18. 3. 1 衆議院議員連への要望書提出
- H18. 3. 7 保険業法 閣議決定！
- H18. 3. 19 埼玉P安臨時総会  
互助会継続を決定
- H18. 4. 1 2年間の経過措置期間開始（関東財務局の管轄下となる）
- H18. 11. 20 各加入PTA会長へのアンケート実施  
互助会を窓口として保険会社と契約をするか否かの意向をアンケート  
◎結果 回答985PTA/1,169PTA（回収率84.3%）  
互助会を窓口として契約する …… 822PTA  
各単位PTAで契約する …… 80PTA  
その他 …… 83PTA  
特別委員会にて保険会社の選定損害保険会社21社の中から検討していく
- H19. 11. 21 埼玉P安 臨時総会（会則改正）  
議案になかった積立金の返還が緊急動議として提案される。積立金を返還することが決定
- H20. 7. 8 埼玉P安 定期総会  
積立金の返還分配表が承認される
- H21  
PTA共済 法整備へ H21. 2. 22 読売新聞より…互助会制度復活か?!  
積立金返還予定
- H22 保険業法見直し予定 ————— 他県では、平成22年度の保険業法見直しを見据え、積立金を返還せず継続しているところが多い。

**今後の予定**  
積立金返還に関しては、顧問弁護士・顧問会計士と返還についての契約を結び、その指示に従い返還を行ってまいります。ホームページ上でも新しく「積立金返還について」という項目を作りましたので、詳細はそこに掲載していく予定です。

